ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
大分労働局 Oita Labour Bureau
Press Release

令和 8 年 11 月 18 日（水）
【照会先】
大分労働局労働基準部賃金室
室　　長　　高野　聡正
地方賃金指導官　徳部　典子
（電話）097（536）3215　内線 640

報道関係者　各位

大分県特定最低賃金を 12 月 25 日から改正します

大分労働局長（秋山 雅紀）は、令和８年 10 月 20 日までに大分地方最低賃金審議会（会長　井田 雅貴）から答申がありました特定最低賃金の改正について、すべて答申のとおり改正することを決定しました。

改正する特定最低賃金は、令和８年 12 月 25 日に適用（統一発効）となります。

大分労働局は、大分県最低賃金（時間額 1,096 円令和８年 11 月１日発効）と併せ、これら特定最低賃金の改正についても周知を図っていきます。

○ 鉄鋼業

時間額 1,238 円（62 円引上げ）

○ 非鉄金属製造業

時間額 1,168 円（52 円引上げ）

○ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 1,125 円（59 円引上げ）

なお、次の特定最低賃金は、本年度の改正はなく、大分県最低賃金（時間額 1,096 円）が適用されています。

◆自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業
◆自動車（新車）小売業
◆各種商品小売業

【添付資料】
資料１　リーフレット（大分県最低賃金・特定最低賃金）
資料２　大分県の最低賃金（地域別最低賃金・特定最低賃金）の推移

資料No.1

大分県の最低賃金

大分県最低賃金

令和8年
11月1日から
時間額

1,096円

しんけんチェック



たしかめたん

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(時間額)

令和8年12月25日から

鉄鋼業

銑鉄鋳物製造業、鋼板の切断加工、鉄スクラップ処理業など

1,238円

非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの再生、電線・ケーブルの製造業など

1,168円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

家庭用・業務用の電気機械器具、携帯電話やICなどの製造業

1,125円

以下の3業種については令和8年度は改正がありませんでした。
令和8年11月1日から**大分県最低賃金**が適用されます。

①自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業
②自動車(新車)小売業
③各種商品小売業

1,096円

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者
②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
Ⅰ.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
Ⅱ.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者



※最低賃金に算入されない賃金…①精皆勤手当、通勤手当、家族手当　②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
③時間外・休日・深夜労働割増賃金　④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

WEBで確認!
最低賃金に関する特設サイト
最低賃金　特設サイト　検索

最低賃金に関するお問い合わせは
大分労働局または
最寄りの労働基準監督署へ
大分労働局　検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ　検索

資料No.２

大分県地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金の推移状況（時間額）

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域別最低賃金	時間額	715	737	762	790	792	822	854	899	954	1,035	1,096
	引上額	21	22	25	28	2	30	32	45	55	81	61
	引上率	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27	6.12	8.49	5.89
特定（産業別）最低賃金	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
鉄鋼業	時間額	861	887	915	947	951	981	1,010	1,053	1,106	1,176	1,238
	引上額	25	26	28	32	4	30	29	43	53	70	62
	引上率	2.99	3.02	3.16	3.50	0.42	3.15	2.96	4.26	5.03	6.33	5.27
非鉄金属製造業	時間額	846	866	886	907	911	936	965	1,005	1,053	1,116	1,168
	引上額	21	20	20	21	4	25	29	40	48	63	52
	引上率	2.55	2.36	2.31	2.37	0.44	2.74	3.10	4.15	4.78	5.98	4.66
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	764	784	807	832	835	864	896	941	996	1,066	1,125
	引上額	15	20	23	25	3	29	32	45	55	70	59
	引上率	2.00	2.62	2.93	3.10	0.36	3.47	3.70	5.02	5.84	7.03	5.53
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	時間額	813	833	853	875	878	894	916	951	997	1,055	改正なし
	引上額	15	20	20	22	3	16	22	35	46	58	地域別最低賃金適用
	引上率	1.88	2.46	2.40	2.58	0.34	1.82	2.46	3.82	4.84	5.82	
各種商品小売業	時間額	716	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
	引上額	2	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用
	引上率	0.28										
自動車（新車）小売業	時間額	780	799	821	844	848	872	902	942	991	1,061	改正なし
	引上額	18	19	22	23	4	24	30	40	49	70	地域別最低賃金適用
	引上率	2.36	2.44	2.75	2.80	0.47	2.83	3.44	4.43	5.20	7.06	
業種単純平均（改正のあった業種に限る）	引上額	16.0	21.0	22.6	24.6	3.6	24.8	28.4	40.6	50.2	66.2	57.7
	引上率	2.01	2.58	2.71	2.87	0.41	2.80	3.13	4.34	5.14	6.44	5.16

（引上げ額：円）
（引上げ率：%）